

## 朝日村おためし移住体験事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村外から本村への移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）に対し、本村の風土や日常生活の体験の機会を提供し、もって移住促進を図るために実施する朝日村おためし移住体験事業（以下、「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(移住体験施設)

第2条 移住検討者が本事業で使用する居住施設（以下、「移住体験施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
緑の体験館コテージ	朝日村大字古見 273 番地

(連携事業者)

第3条 本事業は、移住体験施設の指定管理者と連携して実施する。

(対象者)

第4条 移住体験施設を使用できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 村外に住所を有し、本村への移住を検討している者(転勤又は帰省による転入予定者及び出張等であらかじめ定められた期間定住する予定である者を除く。)又はその者と現に同居し、若しくは、同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でない者

(3) 暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力し、若しくは、関与している者

2 前項の規定にかかわらず、満18歳未満の者のみによる移住体験施設の使用はできない。

(使用の申請)

第5条 移住体験施設を使用しようとする者(以下「申請者という。’)は、使用を開始する日の14日前までに村長に対し、朝日村おためし移住体験施設使用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び、朝日村おためし移住体験施設使用誓約書(様式第2号。以下「誓約書」という。)を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により村長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第6条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査するものとする。

2 村長は、前項の規定による審査の結果、移住体験施設の使用を許可したときは、申込書を提出した申請者に対し、朝日村おためし移住体験施設使用許可書(様式第3号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

(使用期間)

第7条 移住体験施設を使用することができる期間(以下「使用期間」という。)は、2泊3日以上6泊7日以内とし、開始日は、原則平日とする。

2 使用期間のうち、12月28日から翌年1月3日までの日及び指定管理者が別に定める特定の日を除くものとする。

(費用負担及び支払等)

第8条 移住体験施設の使用料金及びその支払い等は、朝日村観光レクリエーション施設設置条例(令和元年朝日村条例第39号)第12条及び第11条の例による。

2 移住体験施設に滞在中の衣類費、飲食費、消耗品費、通信費等の日常生活において社会一般的に個人が負担すべき費用及びリネン交換費並びに移住体験施設に備付けの器具以外の器具に要する費用は、移住体験施設を使用する者(以下「使用者」という。)の負担とする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、移住体験施設及びその敷地の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本事業の趣旨に反した目的に使用しないこと。
- (2) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 第三者に対し、移住体験施設又はその敷地を使用させないこと。
- (4) 常に善良な管理意識をもって利用すること。
- (5) 施設等を正常な状態で使用し、清潔を保つこと。
- (6) 留守時又は就寝時には必ず施錠すること。
- (7) 火気の取扱いに注意するとともに、寒冷期の給排水の凍結にも十分注意すること。
- (8) 所定の場所以外で喫煙をしないこと。
- (9) 使用時間を厳守すること。
- (10) 他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (11) 施設等の原状を変更しないこと。
- (12) 施設の備品及びその他附属物を毀損し、又は汚損しないこと。
- (13) 施設管理者の指示に従うこと。

(行為の禁止)

第10条 使用者は、移住体験施設及びその敷地の使用に当たっては、次に

掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄付の募集その他これに類する行為
- (2) 事業又は営業
- (3) 興行、展示会その他これに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の展示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 動物等の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築又は工作物の設置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、施設等の使用に相応しくない行為  
(使用の制限)

第 11 条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用者が前 2 条の規定に違反したとき。
- (2) 申請の内容に虚偽があったとき。
- (3) 災害の発生又は災害の発生の恐れがあるとき。
- (4) 移住体験施設の管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用を中止させた場合において、使用者に損害が生じても、村長はその賠償を負わない。

(活動報告)

第 12 条 使用者は、本事業による活動状況等について村が別に定める朝日村おためし移住体験活動報告書を作成し、移住体験施設の使用期間の満了日までに村長に提出しなければならない。

(明渡し)

第 13 条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、直ちに移住体験施設を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該移住体験施設及びその敷地を原状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項の規定に基づく原状回復の内容及び方法について、村長の指示に従わなければならない。

(立入り)

第 14 条 村長及び指定管理者は、移住体験施設の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、当該移住体験施設に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第 15 条 使用者は、移住体験施設、設備、備品等を汚損し、損傷し、又は

滅失したときは、直ちにその旨を村長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第 16 条 移住体験施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、移住体験施設内で発生した事故に対して、村並びに指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。